

仕様書

1 業務概要等

(1) 業務名

新たな学校給食センター整備に係る調査業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、盛岡市（以下「発注者」という。）が、新たな学校給食センターを整備することに対し、最適な候補地、施設数及び整備方法等を調査の上、示すことを目的とする。

(3) 業務計画等の承認

受注者は、本業務の着手前に、本業務の担当者等（総括責任者、主たる担当者及びその他の担当者）、工程表及び着手届を発注者に提出（いずれも様式自由とする）し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(4) 受注者の義務

受注者は、本業務を遂行するに当たり、関係法令、委託契約書及びこの仕様書を遵守しなければならない。また、「新たな学校給食センター整備に係る調査業務に関する盛岡市の取組状況」を踏まえ、適正な人員を確保し経済性・安全性等の諸条件を満足するとともに、正確丁寧にこれを行わなければならない。

(5) 打合せ・協議・報告

受注者は、作業を円滑に進めるために、発注者と綿密な連絡をとり、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。

また、受注者は、発注者から協議の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告しなければならない。

(6) 資料収集

ア 本業務に必要な資料の収集、整理及び解説は、受注者が行うものとし、発注者は、受注者の業務の遂行に協力するものとする。

イ 受注者は、発注者から資料を貸与されたときは、その貸与された資料の一覧表を作成し、本業務が完了したときは、速やかに、その貸与された資料に一覧表を添えて返却しなければならない。

(7) 機密の保持

受注者は、本業務を行う上で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(8) 疑義

受注者は、業務遂行上、疑義が生じた場合には、その都度速やかに発注者と協議の上、その指示に従うものとする。

(9) 成果品に対する責任の範囲

ア 本業務の完了後において、失策及び不備が発見された場合は、受注者は、速やかに成果品の訂正をしなければならない。

イ アの訂正に要する費用は、受注者の負担とする。

(10) 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属は、すべて発注者のものとし、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

2 新たな学校給食センター整備候補地選定の考え方

新たな学校給食センターの整備候補地（以下「候補地」という。）の選定は、今後、給食提供を想定する学校のうち、最も外縁部に位置する学校（表1参照）まで配送用トラックを用いて概ね30分以内の範囲に位置するものとする。

なお、新たな学校給食センターから給食提供を想定している市立小中学校（45校）は、表2のとおり。

●表1

学校名	住所	給食実施方式
米内小学校	盛岡市上米内米内沢50	自校方式
太田小学校	盛岡市上太田上吉本1-1	自校方式
下橋中学校	盛岡市馬場町1-1	給食自由選択方式
巻堀小学校	盛岡市巻堀12-1	センター方式（玉山学校給食センター（以下、「玉山センター」という。）

●表2

区分	給食実施方式	学校名
市立小学校 (31校)	自校方式	仁王、城南、桜城、厨川、仙北、杜陵、山岸、大慈寺、米内、土淵、中野、本宮、青山、北厨川、河北、上田、山王、緑が丘、太田、太田東、城北、大新、松園、月が丘、高松、東松園、北松園
	玉山センター	玉山、渋民、巻堀、好摩
市立中学校 (14校)	給食自由選択方式	下橋、下小路、厨川、上田、米内、黒石野、城西、北陵、松園、北松園
	自校方式	土淵
	玉山センター	玉山、渋民、巻堀

※現在、玉山センターから給食提供を受けている生出小学校は、令和6年度末に閉校予定のため、表に含んでいない。

3 業務内容

第二次学校給食施設整備実施計画（令和元年8月29日盛岡市教育委員会策定）に基づき第二及

び第三センターの候補地ごとに個別に整備する場合、また第二及び第三センターを集約して整備する場合について、それぞれ候補地ごとに費用の試算等を行い、比較検討をすること。

なお、調査対象とする候補地については、発注者が提供する情報や受注者が収集した情報等の中から、土地用途や必要面積等の条件により受注者が5箇所程度を選別し、提案することとする。

(1) 調査等の項目

- ア 客観的かつ公正、公平な候補地選定のため、評価項目及び評価の素案を策定すること。
- イ 候補地ごとに、地目、面積、所有者などの基本情報のほか、敷地調査（地歴及び地質に関する調査を含む）、電気、上下水道、ガス等のインフラ調査、法規制等調査等を実施し、状況を整理するとともに、候補地としての分析及び評価を行うこと。
- ウ 候補地ごとに、対象校への配送時間を検討すること。
- エ 候補地ごとに、整備スケジュールを検討すること。
- オ 候補地ごとの用地費（用地取得費、造成費等用地整備費〔既存施設の解体等の費用を含む〕、インフラ整備費等）、整備費（建物構造等の検討含む）及び運営費（15年間）を試算し、比較検討すること。
- カ スケジュール及び費用の検討に当たっては、PFI方式及び従来方式それぞれについて行うこと。
- キ 各項目を総合的に判断し、各候補地の優位性を評価すること。
- ク 供給能力は、第二センターは5,000食程度、第三センターは5,500食程度、集約化した場合は10,500食程度の想定とする。
- ケ その他必要な項目がある場合は、発注者と受注者とにおいて協議を行い、最適な比較検討が実施できるようにすること。

(2) 個別整備と集約化の比較検討

(1)の結果を比較検討し、総合的に最適となる評価を行うものとする。

4 履行期限

令和6年10月31日とする。

ただし、令和6年8月半ばを目処とし、発注者が指定する期日までに市に対し中間報告を行うものとする。

なお、発注者が提出を求めた場合は、この期日にかかわらず、資料等を提出するものとする。

5 成果品

受注者は、調査検討内容を取りまとめた報告書等（以下の（1）～（5））を履行期限までに提出しなければならない。

なお、報告書作成に当たっては、写真、イメージ図、グラフ等を活用し、視覚的に分かりやす

くすること。

- (1) 報告書（A4判縦型 横書き 左綴じ簡易製本） 10部
- (2) 報告書概要版（A4判縦型 横書き 左綴じ簡易製本） 10部
- (3) 中間報告書（A4判縦型 横書き 左綴じ簡易製本） 10部
- (4) 施設計画図及び関係資料 一式
- (5) 上記電子媒体（CD等） 一式

6 その他

発注者は、本業務の結果を基に、整備用地等のほか、施設数や整備スケジュールを含め、第三次学校給食施設整備実施計画を策定することとしている。

また、受注者は、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上業務を行うこと。